人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Ｅメール　akiko@b-souken.com

ジャカランダの花

小浜温泉の街路樹には、青紫色のきれいな花がいっぱい咲いていた。初めて見るその花は、「ジャカランダ」である。

ジャカランダの花は、ノウゼンカズラ科。原産地は南米ブラジルで５０種ほどあり、花も紫、青、桃色、白がある。南米やアフリカ、オーストラリアなどでは、日本のサクラ並木のように植えられているという。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

スタコラ　長時間労働をめぐる二つの論議

大隈　昭子

今国会で、「過労死等防止対策推進法」（超党派による議員立法）が成立しました。

この背景には、国連の社会権規約委員会の「勧告」や厚生労働省が発表した２０１２年度の「過労や仕事のストレスから脳・心臓疾患を発症し労災認定を受けた人が、前年度の１．５倍の４７５人。３年連続で過去最高を更新し、死亡者は１２３人にのぼり、さらに、未遂を含む自殺者は９３人と、前年度より２７人増えてこちらも過去最高」となった深刻な実態があります。

今回の法案は過労死や過労自殺について、業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患や精神障害を原因とする死亡や自殺などと定義。過労死対策は、国に責任があることを、初めて明記し、さらに、過労死等防止法案は、過労死の実態の調査、防止策を求め、地方公共団体や事業主も協力するように促しています。

ところが一方では、今国会で審議が取り沙汰されていたのが「残業代支払いなどの労働時間規制を適用しない制度」（ホワイトカラー・エグゼンプション）。現行の一日８時間、週４０時間の労働時間制度の大原則を突き崩し、「残業代ゼロ」制度を導入しようというもので、まさに「過労死等防止法」とは全く逆の立場で、社会問題化した「ブラック企業」を免罪するようなものでした。

さすがに、この政府の動きに対して労働界はもちろん、サラリーマンをはじめ反対する世論の前に、審議入りさえできませんでした。

しかし、政府は断念したわけではなく、次の国会にも上程するような報道もあり、国会の動きを知らないまま過ごすと、いつの間にかこんな悪法が成立するかもしれません。

たんぽぽの綿毛

道端で、ふくらんだタンポポの綿毛を見つけました。たんぽぽは、キク科、タンポポ属の多年草。

「たんぽぽ」という愛らしい名前の語感から親しみをもたれる存在ですが、花言葉を調べてびっくり。「解きがたい謎」「思わせぶり」「軽薄」「飾り気の無さ」など。黄色い可憐な花が、綿毛になって風に吹かれ遠くへ飛んでいく姿に、夢を託す人も多いのではないでしょうか。

職場意識改善助成金
（職場環境改善・改善基盤整備コース）

中小企業における「労働時間等の設定の改善」により、職場の士気を高め、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援する助成金です。

対象事業主

年次有給休暇取得率や時間外勤務削減等の改善をすすめる中小企業事業主

助成内容

1. 支給対象となる取組
　○労務管理担当者に対する研修
　○労働者に対する研修、周知・啓発
　○外部専門家によるコンサルティング
　○就業規則・労使協定等の作成・変更
　○労働能率の増進に資する設備・機器等の拡充など
２. 成果目標の設定
　①年次有給休暇の取得促進②所定外労働の削減等の「成果目標」の達成をめざして実施すること。
３. 支給額
　取組の実施に要した経費の一部（上限は経費の４分の３で、８０万円）
　＊目標の達成状況に応じて支給される。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

長崎の平和祈念像を前にして

長崎の平和公園と原爆資料館に行きました。

平和祈念像の前で、ガイドさんの説明を聞き、戦争の悲惨さと平和の尊さをかみしめた。原爆資料館では、小学生のみなさんが、資料をみながらノートに記している姿が眩しかった。戦争のない平和な時代が続くようにと願わずにはいられない。

入社したその月内に退職した従業員の社会保険料の徴収

Q&A

Q:　従業員が、入社した月の中途で退職するのですが、社会保険料はどのようになりますか？

Ａ：　健康保険・厚生年金保険は、 原則として月の末日に被保険者である場合に、その月の１ヶ月分の保険料が発生します。

しかし例外として「同月内」に資格を取得し、喪失した場合は、月の末日に被保険者ではなくとも、その月の１ヶ月分の保険料が発生しますので、徴収して下さい。（同月得喪といいます）

あとがき

通信のおかげで、沢山の方から質問やお便りをいただくことが、多くなりました。今月は、介護保険料についての質問が寄せられ、保険のしくみなどについて改めて勉強することができました。

感想やご意見をお寄せください

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
092-409-4188　FAX092-409-4187
Ｅメール：akiko@b-souken.com

人事労務センターホームページ
http://www.roumu.b-souken.com